

事務連絡
令和3年3月23日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示等の公布について

障害保健福祉制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第87号）等が公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管内市町村及び事業所等へ御周知いただき、令和3年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。